

様式第3号(ア) (第5条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の 届出書

年 月 日	
(宛先) 消防署長	
届出者 住 所 (電話) 氏 名	
発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

遵 守 事 項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行うにあたり、下記の事項を守ること。

また、この届出は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する行為に対して事前に消防が把握するための届出であり、許可ではありません。

記

1. 火災警報（林野火災警報を含む。）が発令された場合は、火の使用を中止すること。
2. 林野火災注意報が発令された場合は、可能な限り火の使用を控えること。
3. 乾燥又は強風注意報が発令されている場合は、火の使用を控えること。
4. 市民等からの通報により消防が出動した場合に、火災危険があると判断されたときは、直ちに火の使用を中止すること。また、消防が出動した旨を関係機関へ通報します。
5. 責任者は、必ず現場で状況を常時監視し、消火用具を準備すること。
6. 燃焼物品（枯草等）は、出来るだけ1箇所に少量集積し、火の粉が周囲へ飛散しないように焼却すること。（多量にある場合は、数回に分けて実施。）
7. 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くでは、実施しないこと。
8. 焼却後は、確実に消火し火種がないことを確認すること。
9. 実施しなくなった時は、所轄消防署に電話すること。（連絡先参照）
10. この行為に係る事故、災害等一切の責任は届出者とする。

【連絡先】

- 各務原西部方面消防署 ☎058-371-7040
- 川島分署 ☎0586-89-3266 南出張所 ☎058-386-9346
- 尾崎出張所 ☎058-389-4119
- 各務原東部方面消防署 ☎058-384-1191
- 北分署 ☎058-389-1191 みどり坂出張所 ☎058-370-3119